

水利使用にかかる許可申請について

河川部水政課  
14.9.30

水利使用にかかる許可申請については、河川法により、別表のとおり、直轄区間・指定区間・その他と規模区分により処分権者が決められています。

また、国土交通大臣への許可の申請手続図は、別図のとおりです。

水利使用に関する処分権者 一覧 (一級河川)

区分	特定水利使用			準特定水利使用			その他
	処分権者	認可等	協議等	処分権者	認可等	意見聴取	処分権者
直轄区間	国土交通大臣 (法9①)		関係行政機関の長協議 (法35①)	整備局長 (法98) (政令53①)			整備局長 (法98) (政令53①)
指定区間	整備局長 (法98) (政令53①) (省令37の2) (政令53②)		関係都道府県知事 意見聴取 法36①)	関係府県知事 (法9②)	整備局長認可 (法79①) (政令45四) (政令53③二) (政令2の2)		都道府県知事 (法9②)
				指定都市の長 (法9⑤)			指定都市の長が 関係都道府県知 事意見聴取 (法36③)

- 注 1. 表中、整備局長とあるのは地方整備局長及び北海道開発局長のことである。  
 2. 一級河川の特定水利使用で地方整備局長及び北海道開発局長に委任されているもの  
 (政令53①、省令37の2) --- ① 二以上の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであって、一体的に行われるもの  
 ② 一の地方整備局の管轄区内の水系に属する河川に係るものであって、当該地方整備局の管轄区域外の地域における水の需要対応するもの  
 ③ 国又は国の行政機関とみなされる法第95条の規定が準用される法人が行うもの  
 ④ 水資源開発基本計画に基づく事業を実施する者が行うもの  
 ⑤ 電源開発基本計画に基づき行うもの  
 以外の水利使用  
 (政令53②) ----- 流水の占用場所の変更又は許可期間の更新のみに係るもの等

水利使用の規模区分

特定水利使用 (令第2条第1項第3号)	準特定水利使用 (令第20条の2)
イ 発電のためにするもの	特定水利使用以外の水利使用
ロ 取水量が1日につき最大2,500m <sup>3</sup> 以上又は給水人口が10,000人以上の水道のためにするもの	イ 取水量が1日につき最大1,200m <sup>3</sup> 以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにするもの
ハ 取水量が1日につき最大2,500m <sup>3</sup> 以上の鉱工業用水道のためにするもの	ロ 取水量が1秒につき最大0.3m <sup>3</sup> 以上又はかんがい面積が100ha以上のかんがいのためにするもの
ニ 取水量が1秒につき最大1m <sup>3</sup> 以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのためにするもの	ハ 取水量が1日につき最大1,200m <sup>3</sup> 以上の水利使用であって水道又はかんがい以外のためにするもの